

第2 大気中のアスベスト濃度調査

1 目的

大田区における大気中（一般環境）のアスベスト濃度の状況を把握するために、区内3か所において調査を実施した。

2 調査地点

- (1) 大森地域庁舎 屋上（大森西一丁目12番1号）
- (2) 雪谷特別出張所 屋上（東雪谷三丁目6番2号）
- (3) 糀谷・羽田地域庁舎分室（萩中公園水泳場）屋上（萩中三丁目26番46号）

3 調査日及び天候

令和元年11月25日(月)：曇、26日(火)：雨、27日(水)：雨

4 調査方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（平成29年7月 環境省）に従い、一般環境におけるアスベストの測定として位相差顕微鏡法及び分析走査電子顕微鏡法で行った。

5 調査結果

アスベスト（クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト/アクチノライト）は、表1の通り、3地点とも検出されなかった。

表1 測定結果一覧表

調査地点	試料採取年月日・時間		位相差顕微鏡法				分析走査電子顕微鏡法								
			視野数	本数	総繊維数濃度		視野数	本数	総繊維数濃度		EDXスペクトルによるアスベストの同定				
					本/L	幾何 [※] 平均			本/L	幾何 [※] 平均	クリソタイル(本)	アモサイト(本)	クロシドライト(本)	アンソフィライト(本)	トレモライト/アクチノライト(本)
大森地域庁舎屋上	令和元年11月25日	10:55 ~ 14:55	160	4	0.14	0.11	870	11	0.41	0.43	0	0	0	0	0
	令和元年11月26日	10:25 ~ 14:25	160	5	0.17		870	11	0.41		0	0	0	0	0
	令和元年11月27日	10:45 ~ 14:45	160	2	0.070		870	13	0.48		0	0	0	0	0
雪谷特別出張所屋上	令和元年11月25日	11:45 ~ 15:45	160	6	0.21	0.14	870	8	0.30	0.39	0	0	0	0	0
	令和元年11月26日	11:15 ~ 15:15	160	6	0.21		870	25	0.93		0	0	0	0	0
	令和元年11月27日	11:35 ~ 15:35	160	2	0.070		870	6	0.22		0	0	0	0	0
糀谷・羽田地域庁舎分室屋上	令和元年11月25日	9:50 ~ 13:50	160	5	0.17	0.15	870	6	0.22	0.24	0	0	0	0	0
	令和元年11月26日	13:55 ~ 17:55	160	5	0.17		870	24	0.90		0	0	0	0	0
	令和元年11月27日	9:35 ~ 13:35	160	4	0.14		870	2	0.075		0	0	0	0	0

条件：吸引量 10 L/min×240 min。 メンブランフィルター/低温灰化法。

検出下限値は、位相差顕微鏡法：0.035 本/L、分析走査電子顕微鏡法：0.037 本/L。

※ 幾何平均とは、相乗平均ともいい3回の本数を全て乗じた値の三乗根で求め、当該地域の総繊維数濃度となる。

調査地点のうち、大森・雪谷の2か所では平成23年度から、糀谷・羽田地域庁

舎分室では平成 27 年度から調査を実施している。

過去 5 年間の調査結果の経年変化は、表 2 のとおりである。アスベスト繊維は確認されていない。すべて検出下限値未満となっている。

表 2 大気中（一般環境）のアスベスト濃度 経年変化

調査地点	アスベスト繊維数濃度				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大森 地域庁舎 屋上	0.068 本/L 未満	0.06 本/L 未満	0.054 本/L 未満	0.037 本/L 未満	0.037 本/L 未満
雪谷 特別出張所 屋上	0.068 本/L 未満	0.06 本/L 未満	0.054 本/L 未満	0.037 本/L 未満	0.037 本/L 未満
糺谷・羽田 地域庁舎分 室 屋上	0.068 本/L 未満	0.06 本/L 未満	0.054 本/L 未満	0.037 本/L 未満	0.037 本/L 未満

〈アスベストモニタリングマニュアルに定められた結果の記載について〉

「アスベストモニタリングマニュアル第 4.1 版（平成 29 年 7 月 環境省）」では、一般環境においては、3 回捕集を 1 連の測定としているため、各回の総繊維数濃度を幾何平均したものを、当該地域の総繊維数濃度とすることとしている。

測定値の有効数字については、原則として 2 桁とし、3 桁目以下は切り捨てることとしている。

検出下限値については、繊維が 1 本確認されたと仮定して算出した総繊維数濃度としている。また、3 回の捕集全てで不検出の場合は、総繊維数濃度は検出下限値未満とすることとしている。

〈基準の目安〉

大気汚染防止法では、特定粉じん(アスベスト)発生施設等の敷地境界で基準が定められており、その濃度は空気 1 リットルにつきアスベスト繊維は 10 本である。

また、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（2017.12 東京都環境局）」では、漏えい監視の観点からの目安は、空気 1 リットルにつきアスベスト繊維は 1 本としている。